## 「博士学位論文における剽窃の確認」に関わる諸手続きについて

平成 26 年 8 月 19 日 研究科委員会 平成 26 年 12 月 11 日 教育委員会 平成 26 年 12 月 19 日 研究科委員会 平成 27 年 4 月 15 日 教育委員会 平成 27 年 4 月 24 日 研究科委員会 平成 30 年 11 月 14 日 教育委員会 平成 30 年 11 月 22 日 研究科委員会

- (1) **学位申請者の手続き** 論文受理時に、学位申請者のみが署名をした「博士学位論文の剽窃に係る届出書」の写しとともに主論文及び副論文の剽窃チェックソフト(iThenticate)の結果レポートを他の必要書類とともに学位申請者が提出する。
  - ※副論文についてはジャーナル等に投稿したときのものを原稿とし、「Originality Report」のみを提出する。なお、iThenticate によるチェックは References 項、Acknowledgments 項及び Material and Method 項を除いて行う。
- (2) 研究科委員会での受理時の資料 研究科委員会での論文受理時に、「博士学位論文の剽窃に係る届出書」および iThenticate 結果レポートの「Originality Report」の 1%以上該当している部分の書類を資料とする。ただし、iThenticate によるチェックは References 項を除いて行う。また、説明者用および閲覧用に、iThenticate 結果レポートの全文を教務学生係が用意する。また、必要に応じて、プロジェクタにより全員に見せられるように準備する。
  - ※副論文の「Originality Report」は研究科委員会の資料とはしない。
- (3) **研究科委員会での受理時の手続き** 研究科委員会での論文受理時においては、従来どおり、各専攻主任(物理は学位委員長)が、剽窃の有無の確認についても説明を行う。
- (4) **主査の手続き** 学位審査終了後にインターネット公開される最終原稿は、 主査が責任をもって iThenticate により再度チェックを行うこととする。 あわせて、学位申請者が署名をした「博士学位論文の剽窃に係る届出書」 の原本に、iThenticate による剽窃チェックを行い、問題がないことが確 認できた旨の署名をし、提出する。